那覇市公報

第１６５７号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則（観光課）…… 1419

○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…… 1421

◇告　　示◇

○平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）
…… 1423

○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について(環境保全課)
…… 1424

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…… 1426

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…… 1427

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）…… 1428

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…… 1429

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…… 1430

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の辞退について

（保護管理課）……………………………………………………… 1431

○平成 26 年度那覇市水道事業会計決算の要領（上下水道局企画経営課）‥‥ 1431

○平成 26 年度那覇市下水道事業会計決算の要領（上下水道局企画経営課）
……………………………………………………………………………… 1439

◇公　　　　告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について（道路建設課）
……………………………………………………………………………… 1446

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）……………… 1447

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）……………… 1447

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）……………… 1448

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………………………… 1449

規　　則

那覇市規則第40号
平成27年11月12日
公　　布　　済

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、めんそーれ那覇市観光振興条例（平成27年那覇市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める公共の場所）

第2条　条例第12条の規則で定める公共の場所は、道路、広場、公園、駅その他の不特定又は多数の者が通行又は利用をすることができる場所であって、公共の用に供されるものとする。

（規則で定める迷惑行為）

第3条　条例第12条の規則で定める迷惑行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　付きまとい・客引き行為（特定の観光客に対し、立ちふさがり、同行し、追随し、又は付きまといながら、当該観光客が拒絶の意思を示しているにもかかわらず、営業に係る客となるように誘う行為をいう。）

(2)　看板・商品等の違法な設置行為（法令又は条例の規定に基づき設置し、又は管理している場合を除き、置き看板、商品その他の物品を設置し、又は放置する行為をいう。）

(3)　車両の違法な通行及び駐停車（法令の規定に基づく場合を除き、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号の車両をいう。）の通行又は駐停車（同項第18号の駐車又は同項第19号の停車をいう。）をさせる行為をいう。）

（迷惑行為防止重点地区の指定）

第4条　市長は、観光地としての良好な環境を保つために特に必要があると認める地区を、迷惑行為防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2　市長は、重点地区の指定をしたときは、これを公告するものとする。

（指導の方法等）

第5条　条例第13条の指導は、次項の場合を除くほか、原則として口頭により行うものとする。

2　市長は、重点地区において前項に規定する口頭による指導を受けた者が、再び重点地区において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をし

てはならない旨を書面により勧告することができる。

3　市長は、条例第13条の指導に必要な限度において、条例第12条の迷惑行為を行った者(同条の迷惑行為を行ったと思料される者を含む。)又はその相手方若しくは関係人に対して、質問をし、又は文書の提示その他必要な協力を求めることができる。

4　市長は、条例第13条の指導及び前項に規定する質問等を、あらかじめ指定する者に行わせることができる。

5　市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを公告するものとする。

(関係行政機関に対する協力依頼)

第6条　市長は、条例第12条に規定する観光地としての良好な環境の維持に必要な限度において、警察署長、道路管理者等の関係行政機関に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(補則)

第7条　この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

那覇市規則第41号
平成27年11月13日
公　　布　　済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定期入居の資格)	(定期入居の資格)
第3条の2　条例第8条の2第1項の規則で定める条件を具備する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第3条の2　［略］
(1)　18歳未満の児童(入居の申込みの日における18歳未満の児童が入居指定日(条例第11条第5項の入居指定日をいう。次条において同じ。)において18歳に達した場合を含む。)3人以上と同居する者	(1)　18歳未満の児童(入居の申込みの日における18歳未満の児童が入居指定日(条例第11条第5項の入居指定日をいう。次条において同じ。)において18歳に達した場合を含む。次号において同じ。)3人以上と同居する者
	(2)　ひとり親等(配偶者のない者で現に18歳未満の児童を扶養し、かつ、当該児童のみと同居するもの又はこれに準ずる者として市長が認める者をいう。)
(2)　［略］	(3)　［略］
(定期入居の期間)	(定期入居の期間)
第3条の3　条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。	第3条の3　［略］
(1)　前条第1号に掲げる者　入居指定日において同居する児童のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	(1)　前条第1号及び第2号に掲げる者　入居指定日において同居する児童のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間
(2)　前条第2号に掲げる者　入居指定日より1年間	(2)　前条第3号に掲げる者　入居指定日より1年間
(優先的選考)	(優先的選考)
第5条　条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。	第5条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　母子世帯又は父子世帯で、20歳未満の子と同居している者	(2)　第3条の2第2号のひとり親等
(3)～(12)　［略］	(3)～(12)　［略］

2～3　［略］	2～3　［略］

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第3条の2及び第3条の3の規定は、平成28年4月1日以後に入居を行う者について適用し、同日前に入居を行う者については、なお従前の例による。

告　　示

那覇市告示第 360 号
平成 27 年 11 月 20 日
掲　　示　　済

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 27 年（2015 年）12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

1　招　集　の　日　　平成 27 年 12 月１日（火）
2　招 集 の 場 所　　那覇市議会議場

那覇市告示第 371 号
平成 27 年 12 月 1 日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第２項の規定により、平成 27 年８月 17 日那覇市告示第 239 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　指定を解除する区域　別図のとおり（那覇市泉崎一丁目 20 番６地内）
２　土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物
３　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別図

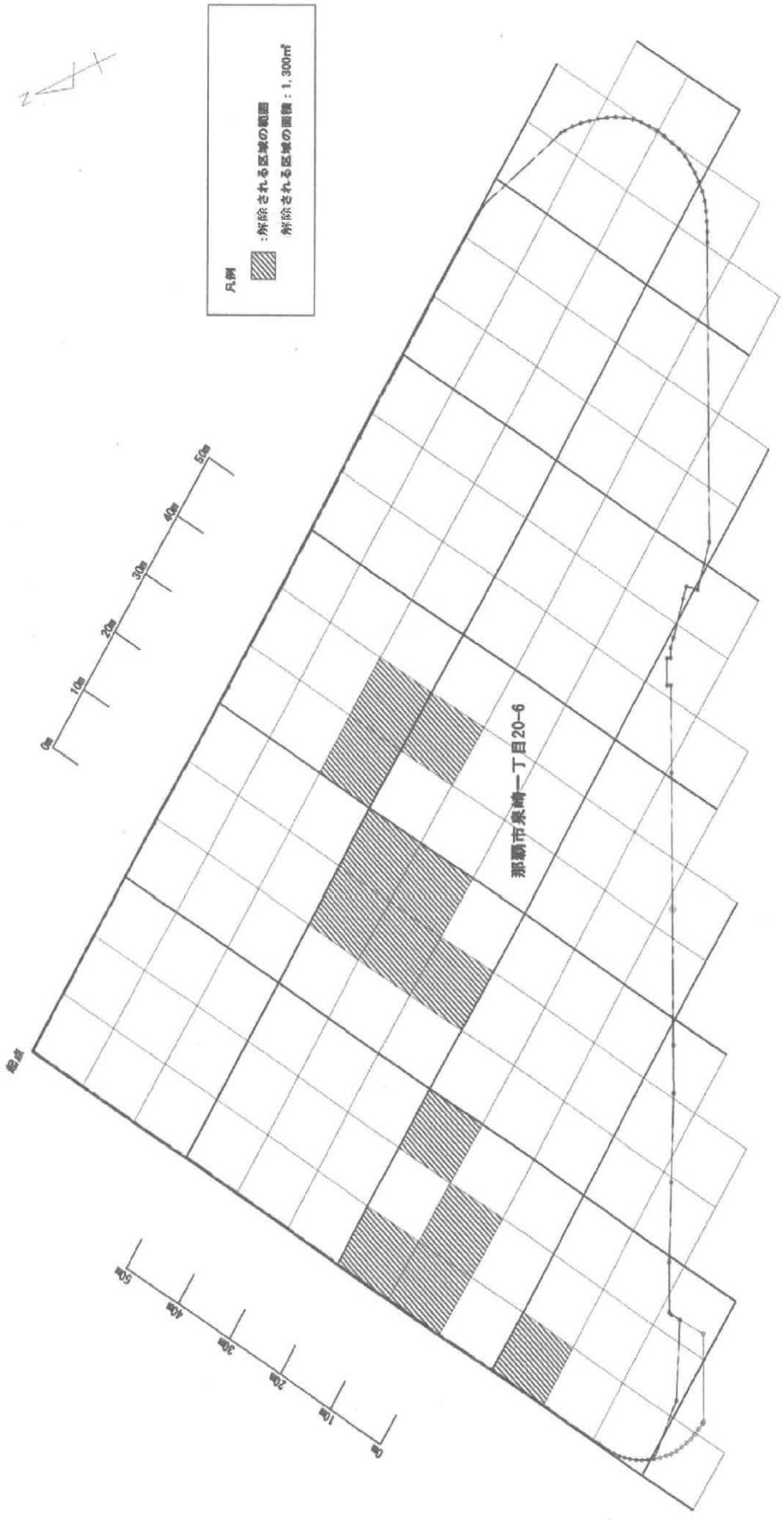
凡例
：解除される区域の範囲
解除される区域の面積：1,300㎡
N
那覇市泉崎一丁目20-6
起点
0m
10m
20m
30m
40m
50m
0m
10m
20m
30m
40m
50m

那覇市告示第 372 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後（変　更　前）	
ライム薬局		平成 27 年 10 月１日
管理者	山田　綾子（古見　宗也）	
そよ風薬局　松川店		平成 27 年 11 月２日
開設者住所	東京都新宿区西新宿七丁目９番 18 号 （東京都新宿区西新宿七丁目 10 番７号）	
そよ風薬局　那覇店		平成 27 年 11 月２日
開設者住所	東京都新宿区西新宿七丁目９番 18 号 （東京都新宿区西新宿七丁目 10 番７号）	

那覇市告示第 373 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
訪問看護ステーションあん	有限会社エンネルグ	平成 27 年８月 31 日
那覇市泊三丁目 16 番地 11　ポートサイドニコニコ 601		

那覇市告示第 374 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 51 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	辞退年月日
所　在　地		
宮城歯科クリニック	宮城　正照	平成 27 年 11 月 19 日
那覇市字国場 541 番地		

那覇市告示第 375 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称		変更年月日
変更事項	変　更　後 （　変　更　前　）	
でいごの花		平成 27 年９月１日
法人代表者	代表取締役　野口　幸一（代表取締役　森　薫）	

那覇市告示第 376 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類） 所　在　地	廃止年月日
訪問看護ステーションあん （訪問看護、介護予防訪問看護） 那覇市泊三丁目 16 番地 11　ポートサイドニコニコ 601	平成 27 年８月 31 日
デイサービスセンター　てぃーだの森 （介護予防通所介護のみ廃止） 那覇市安謝二丁目 23 番 29 号	平成 27 年 11 月 30 日

那覇市告示第 377 号
平成 27 年 12 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 51 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 所　在　地	辞退年月日
宮城歯科クリニック 那覇市字国場 541 番地	平成 27 年 11 月 19 日

那覇市告示第 378 号
平成 27 年 12 月 1 日

平成27年10月那覇市議会臨時会で認定された平成26年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成26年度那覇市水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業収益	8,234,253,000	△ 59,429,000	0	8,174,824,000	8,221,007,910	46,183,910	
第1項　営業収益	7,693,043,000	△ 75,970,000	0	7,617,073,000	7,652,079,194	35,006,194	(うち仮受消費税及び地方消費税 519,907,507)
第2項　営業外収益	541,209,000	16,532,000	0	557,741,000	568,917,833	11,176,833	(〃 4,697,658)
第3項　特別利益	1,000	9,000	0	10,000	10,883	883	(〃 516)

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　水道事業費用	7,838,452,000	△ 244,956,000	0	0	0	7,593,496,000	0	7,593,496,000	7,550,965,391	0	42,530,609	
第1項　営業費用	7,194,474,000	△ 129,134,000	12,546,000	△ 15,927,000	0	7,061,959,000	0	7,061,959,000	7,030,756,561	0	31,202,439	(うち仮払消費税及び地方消費税 359,691,737)
第2項　営業外費用	225,573,000	5,352,000	0	15,927,000	0	246,852,000	0	246,852,000	246,849,808	0	2,192	(うち消費税及び地方消費税納税額 148,629,200)
第3項　特別損失	398,405,000	△ 121,174,000	0	0	0	277,231,000	0	277,231,000	273,359,022	0	3,871,978	(うち仮払消費税及び地方消費税 219,674)
第4項　予備費	20,000,000	0	△ 12,546,000	0	0	7,454,000	0	7,454,000	0	0	7,454,000	

(2)資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	251,395,000	2,700,000	254,095,000	71,080,000	0	325,175,000	322,069,600	△ 3,105,400	
第1項　補助金	216,000,000	0	216,000,000	0	0	216,000,000	216,000,000	0	
第2項　他会計負担金※	6,163,000	2,700,000	8,863,000	71,080,000	0	79,943,000	79,861,000	△ 82,000	
第3項　他会計貸付金償還金	12,232,000	0	12,232,000	0	0	12,232,000	12,232,600	600	
第4項　その他資本的収入	17,000,000	0	17,000,000	0	0	17,000,000	13,976,000	△ 3,024,000	

※新会計基準運用に伴い出資金から他会計負担金に勘定科目を変更した。

支出

区分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	1,203,370,000	△ 110,116,000	0	0	1,093,254,000	101,431,600	0	1,194,685,600	1,154,514,573	12,987,000	0	12,987,000	27,184,027	
第1項　建設改良費	846,810,000	△ 117,082,000	0	0	729,728,000	101,431,600	0	831,159,600	796,332,668	12,987,000	0	12,987,000	21,839,932	(うち仮払消費税及び地方消費税　48,128,396)
第2項　企業債償還金	251,559,000	0	0	0	251,559,000	0	0	251,559,000	251,558,655	0	0	0	345	
第3項　投資	100,000,000	0	0	0	100,000,000	0	0	100,000,000	99,657,000	0	0	0	343,000	
第4項　その他資本的支出	1,000	6,966,000	0	0	6,967,000	0	0	6,967,000	6,966,250	0	0	0	750	
第5項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額832,444,973円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,119,636円、減債積立金251,558,655円及び過年度分損益勘定留保資金555,766,682円で補てんした。

平成26年度那覇市水道事業損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：円）

1 営業収益			
(1) 給水収益	6,783,255,797		
(2) その他営業収益	348,915,890	7,132,171,687	
2 営業費用			
(1) 配水費	4,381,676,716		
(2) 給水費	264,972,631		
(3) 漏水防止費	54,836,062		
(4) 業務費	364,629,705		
(5) 総係費	504,254,180		
(6) 減価償却費	1,078,152,542		
(7) 資産減耗費	22,542,988	6,671,064,824	
営業利益			461,106,863
3 営業外収益			
(1) 受取利息	23,065,159		
(2) 他会計負担金	62,293,000		
(3) 補償金	10,883,800		
(4) 長期前受金戻入	386,747,314		
(5) 土地物件収益	70,311,965		
(6) 雑収益	10,918,995	564,220,233	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	98,088,019		
(2) 雑支出	11,110,712	109,198,731	455,021,502
経常利益			916,128,365
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	10,367	10,367	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	4,393,978		
(2) その他特別損失	268,745,370	273,139,348	
			△ 273,128,981
当年度純利益			642,999,384
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			6,531,789,243
当年度未処分利益剰余金			7,174,788,627

平成26年度那覇市水道事業剰余金計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金		剰余金									資本合計
			資本剰余金						利益剰余金			
	自己資本金	借入資本金	受贈財産評価額	国庫（県）補助金	寄附金	工事負担金	補償金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	10,475,049,872	3,137,432,496	637,415,282	15,620,187,977	70,000,000	1,804,275,168	166,683,131	18,298,541,558	1,164,830,283	526,459,293	1,691,289,576	33,602,313,502
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	526,459,293	△ 526,459,293	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	526,459,293	△ 526,459,293	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	526,459,293	△ 526,459,293	0	0
処分後残高	資本金（※1） 10,475,049,872	3,137,432,496	637,415,282	15,620,187,977	70,000,000	1,804,275,168	166,683,131	18,298,541,558	1,691,289,576	（繰越利益剰余金） 0	1,691,289,576	33,602,313,502
当年度変動額	65,814,815	△ 3,137,432,496	△ 315,995,576	△ 13,635,716,932	△ 70,000,000	△ 1,804,275,168	△ 166,683,131	△ 15,992,650,807	△ 251,558,655	7,174,788,627	6,923,229,972	△ 12,141,033,516
新会計基準適用に伴い借入資本金から固定負債及び流動負債への移行処理	0	△ 3,137,432,496	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 3,137,432,496
新会計基準適用に伴い資本剰余金から繰延収益への移行処理	0	0	△ 315,995,576	△ 13,635,716,932	△ 70,000,000	△ 1,804,275,168	△ 166,683,131	△ 15,992,650,807	0	0	0	△ 15,992,650,807
新会計基準適用に伴い長期前受金収益化累計額と利益剰余金を移行処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,280,230,585	6,280,230,585	6,280,230,585
出資金の受入	65,814,815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,814,815
企業債償還のための減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 251,558,655	251,558,655	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	642,999,384	642,999,384	642,999,384
当年度末残高	10,540,864,687	0	321,419,706	1,984,471,045	0	0	0	2,305,890,751	1,439,730,921	（当年度未処分利益剰余金） 7,174,788,627	8,614,519,548	21,461,274,986

※1　新会計基準適用に伴い自己資本金から資本金へ勘定科目を変更した。

平成26年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,540,864,687	2,305,890,751	7,174,788,627
議会の議決による処分額	861,712,506	0	△ 6,923,229,972
減債積立金の積立	0	0	△ 260,336,898
建設改良積立金の積立	0	0	△ 5,801,180,768
資本金への組入れ	861,712,506	0	△ 861,712,506
条例（※2）第4条による処分額	251,558,655	0	△ 251,558,655
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	251,558,655	0	△ 251,558,655
処分後残高	11,654,135,848	2,305,890,751	（繰越利益剰余金） 0

※2　那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成26年度那覇市水道事業貸借対照表

（平成27年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

１固定資産			
(1)有形固定資産			
イ土地		1,070,849,302	
ロ建物	2,258,394,332		
減価償却累計額	△ 840,187,806	1,418,206,526	
ハ構築物	38,882,232,521		
減価償却累計額	△ 16,708,059,475	22,174,173,046	
ニ機械及び装置	2,569,543,536		
減価償却累計額	△ 1,395,271,773	1,174,271,763	
ホ車両運搬具	26,709,082		
減価償却累計額	△ 18,609,727	8,099,355	
ヘ工具、器具及び備品	415,828,383		
減価償却累計額	△ 325,189,635	90,638,748	
ト建設仮勘定		78,051,381	
有形固定資産合計			26,014,290,121
(2)無形固定資産			
イ電話加入権		913,300	
無形固定資産合計			913,300
(3)投資			
イ投資有価証券		299,175,000	
ロ長期貸付金		24,465,200	
ハその他投資		2,405,000	
投資合計			326,045,200
固定資産合計			26,341,248,621
２流動資産			
(1)現金預金			8,740,145,986
(2)未収金		1,336,878,004	
貸倒引当金		△ 15,673,972	1,321,204,032
(3)貯蔵品			60,754,468
(4)前払金			2,997,000
流動資産合計			10,125,101,486
資産合計			36,466,350,107

負　債　の　部

３固定負債			
(1)企業債			
イ建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,625,334,015		
企業債合計		2,625,334,015	
(2)引当金			
イ退職給付引当金	1,030,313,374		
ロ修繕引当金	759,370,000		
引当金合計		1,789,683,374	
固定負債合計			4,415,017,389
４流動負債			
(1)企業債			
イ建設改良費等の財源に充てるための企業債	260,539,826		
企業債合計		260,539,826	
(2)未払金		681,572,632	
(3)預り金		92,253,993	
(4)引当金			
イ賞与等引当金	68,829,481		
引当金合計		68,829,481	
流動負債合計			1,103,195,932
５繰延収益			
(1)長期前受金			
イ受贈財産評価額	294,676,599		
収益化累計額	△ 133,272,352	161,404,247	
ロ寄附金	70,000,000		
収益化累計額	△ 10,079,998	59,920,002	
ハ工事負担金	1,804,181,546		
収益化累計額	△ 739,425,008	1,064,756,538	
ニ国庫（県）補助金	13,821,993,198		
収益化累計額	△ 5,732,535,902	8,089,457,296	
ホ他会計負担金	8,130,556		
収益化累計額	0	8,130,556	
ヘ補償金	178,014,241		
収益化累計額	△ 74,821,080	103,193,161	
繰延収益合計			9,486,861,800
負債合計			15,005,075,121

資　本　の　部

6 資　本　金			10,540,864,687
7 剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	321,419,706		
ロ 寄　附　金	0		
ハ 工事負担金	0		
ニ 国庫（県）補助金	1,984,471,045		
ホ 他会計負担金	0		
ヘ 補　償　金	0		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	1,439,730,921		
ロ 当年度未処分利益剰余金	7,174,788,627		
利益剰余金合計		8,614,519,548	
剰余金合計			10,920,410,299
資　本　合　計			21,461,274,986
負債資本合計			36,466,350,107

第６　むすび

業務量については、給水人口32万583人、給水戸数15万5,728戸で前年度に比べ903人（0.3%）、2,101戸（1.4%）それぞれ増加し、年間総配水量は、3,861万3,673㎥で前年度に比べ４万6,495㎥（0.1%）増加している。年間有収水量は、本年度は3,686万6,895㎥で前年度に比べ40万7,156㎥（1.1%）減少している。

損益収支については、総事業収益が76億9,640万円で前年度に比べ２億2,831万円（3.1%）増加している。これは主に、営業収益が２億2,186万円減少したものの営業外収益が４億5,059万円増加したことによるものである。営業外収益のうち長期前受金戻入で３億8,674万円皆増となっている（＊）。

総事業費用は、70億5,340万円で前年度に比べ１億1,177万円（1.6%）増加している。これは、主に職員給与費が3,223万円、支払利息が863万円減少したものの、委託料が9,395万円、資産減耗費が1,663万円増加したことによるものである。この結果、当年度純利益は、６億4,299万円で前年度と比較して１億1,654万円（22.1%）の増加となっている。

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ35.2ポイント増加し、122.7%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率917.8%や当座比率913.4%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口308人、有収水量30,966㎥、営業収益473万円それぞれ増加しているが、これは主に窓口・電話受付業務や検針業務等の包括委託を行い、職員が11人減となったことによるものである。

今後、本市の多くの送配水管路が耐用年数に達するため、計画的な更新・耐震化事業を実施する必要があることから、なお一層の経営努力を望むものである。また、経営の状態等をはかる財務分析においては、算出した数値を基に類似都市等との比較等を行い、分析結果を明らかにするよう求めるものである。

最後に、平成26年度決算から新会計基準適用に伴い財務比率等の数値が悪化しているように見えるが、平成25年度の決算値を新会計基準を適用して算定した結果は、平成26年度決算数値とあまり変化のない状況であることから、前年度に引続き安定的な経営が行われていると言える。

なお、業務の執行について、次のことに留意されたい。

１　不明水量に伴う有収率の減少について

平成26年度における年間総配水量は3,861万3,673㎥で、前年度に比べ４万6,495㎥（0.1%）増加しているが、年間有収水量は、3,686万6,895㎥で、前年度と比べ40万7,156㎥（1.1%）減少し、有収率は95.48%で、前年度より1.17ポイント減少している。

これは、主に無効水量の中のその他（不明水量）が前年度より、40万9,805㎥増加したことによるものである。仮に不明水量を１㎥当たり給水原価の174.37円で換算すると、７千万円相当の額と推計できる。

配水量と計量水量の開きがあったことは、年度の早い段階から確認できていたが、現時点においても調査中であり原因がはっきりしていない。不明水量が増加した原因

を早急に明らかにし、不明水量の効果的な対策を講じるよう努められたい。

那覇市告示第 379 号
平成 27 年 12 月 1 日

平成27年10月那覇市議会臨時会で認定された平成26年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成26年度那覇市下水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考	
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計				
	円	円	円	円	円	円		円
第1款　下水道事業収益	5,582,337,000	△ 52,549,000	0	5,529,788,000	5,557,085,985	27,297,985		
第1項　営業収益	4,107,953,000	△ 82,929,000	0	4,025,024,000	4,058,122,567	33,098,567	(うち仮受消費税及び地方消費税	255,316,544)
第2項　営業外収益	1,161,057,000	28,174,000	0	1,189,231,000	1,182,888,994	△ 6,342,006	(うち仮受消費税及び地方消費税	6,501)
第3項　特別利益	313,327,000	2,206,000	0	315,533,000	316,074,424	541,424	(うち仮受消費税及び地方消費税	77,702)

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　下水道事業費用	5,116,119,000	△ 119,777,000	0	0	0	4,996,342,000	2,988,000	4,999,330,000	4,859,852,242	0	139,477,758	
第1項　営業費用	4,534,828,000	△ 106,699,000	0	△ 2,760,000	0	4,425,369,000	2,988,000	4,428,357,000	4,308,307,796	0	120,049,204	(うち仮払消費税及び地方消費税 162,229,805)
第2項　営業外費用	446,047,000	△ 13,567,000	0	2,760,000	0	435,240,000	0	435,240,000	435,236,881	0	3,119	(うち消費税及び地方消費税納税額 61,453,000)
第3項　特別損失	115,244,000	489,000	1,603,000	0	0	117,336,000	0	117,336,000	116,307,565	0	1,028,435	(うち仮払消費税及び地方消費税 89,349)
第4項　予備費	20,000,000	0	△ 1,603,000	0	0	18,397,000	0	18,397,000	0	0	18,397,000	

(2)資本的収入及び支出

収　入

区　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的収入	1,612,216,000	64,190,000	1,676,406,000	445,166,536	0	2,121,572,536	1,686,006,541	△ 435,565,995	
第1項　企業債	506,000,000	42,300,000	548,300,000	195,900,000	0	744,200,000	548,800,000	△ 195,400,000	
第2項　補助金	574,000,000	0	574,000,000	216,466,536	0	790,466,536	597,057,798	△ 193,408,738	翌年度繰越財源充当額　67,005,791
第3項　他会計負担金※	530,627,000	△ 3,110,000	527,517,000	32,800,000	0	560,317,000	537,930,252	△ 22,386,748	
第4項　その他資本的収入	1,589,000	25,000,000	26,589,000	0	0	26,589,000	2,218,491	△ 24,370,509	

※新会計基準適用に伴い出資金から他会計負担金へ勘定科目を変更した。

支　出

区　分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款　資本的支出	2,588,356,000	98,599,000	0	0	2,686,955,000	553,448,634	0	3,240,403,634	2,645,138,466	547,739,232	0	547,739,232	47,525,936	
第1項　建設改良費	1,435,512,000	98,599,000	0	0	1,534,111,000	553,448,634	0	2,087,559,634	1,500,505,460	547,739,232	0	547,739,232	39,314,942	(うち仮払消費税及び地方消費税　96,947,081)
第2項　企業債償還金	1,130,611,000	0	0	0	1,130,611,000	0	0	1,130,611,000	1,130,610,406	0	0	0	594	
第3項　他会計借入金償還金	12,233,000	0	0	0	12,233,000	0	0	12,233,000	12,232,600	0	0	0	400	
第4項　投　資	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	1,790,000	0	0	0	3,210,000	
第5項　予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額67,005,791円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,026,137,716円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,559,629円、繰越工事資金86,908,752円、減債積立金367,700,933円、過年度分損益勘定留保資金271,752,983円及び当年度分損益勘定留保資金260,215,419円で補てんした。

平成26年度那覇市下水道事業損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：円）

1 営業収益				5 特別利益		
(1) 下水道使用料	3,311,597,835			(1) 過年度損益修正益	1,554,172	
(2) 雨水処理負担金	438,289,594			(2) その他特別利益	314,442,550	315,996,722	
(3) 再生水売却収益	51,205,694					
(4) その他営業収益	1,712,900	3,802,806,023		6 特別損失		
				(1) 過年度損益修正損	1,787,068	
2 営業費用				(2) その他特別損失	114,431,148	116,218,216	199,778,506
(1) 管渠費	234,934,978					
(2) ポンプ場費	37,043,767			当年度純利益		657,674,114
(3) 雨水処理費	77,449,748					
(4) 排水設備費	78,521,355			前年度繰越利益剰余金		0
(5) 業務費	1,857,582,010					
(6) 総係費	161,151,885			その他未処分利益剰余金変動額		410,501,496
(7) 減価償却費	1,697,628,207					
(8) 資産減耗費	1,766,041	4,146,077,991		当年度未処分利益剰余金		1,068,175,610
営業利益			△ 343,271,968			
3 営業外収益						
(1) 受取利息	1,983,990					
(2) 他会計補助金	347,155,154					
(3) 他会計負担金	4,242,000					
(4) 補償金	39,644,000					
(5) 補助金	1,625,440					
(6) 長期前受金戻入	784,642,253					
(7) 土地物件収益	931,664					
(8) 雑収益	2,658,025	1,182,882,526				
4 営業外費用						
(1) 支払利息	373,243,571					
(2) 雑支出	8,471,379	381,714,950	801,167,576			
経常利益			457,895,608			

平成26年度那覇市下水道事業剰余金計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金		剰余金						資本合計
			資本剰余金			利益剰余金			
	自己資本金	借入資本金	受贈財産評価額	国庫（県）補助金	資本剰余金合計	減債積立金	当年度未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	11,527,426,264	16,780,838,224	430,134,151	35,915,144,664	36,345,278,815	0	367,700,933	367,700,933	65,021,242,236
前年度処分額	0	0	0	0	0	367,700,933	△ 367,700,933	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	367,700,933	△ 367,700,933	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	367,700,933	△ 367,700,933	0	0
処分後残高	資本金（※1） 11,527,426,264	16,780,838,224	430,134,151	35,915,144,664	36,345,278,815	367,700,933	（繰越利益剰余金） 0	367,700,933	65,021,242,236
当年度変動額	30,370,371	△ 16,780,838,224	△ 331,809,787	△ 35,899,599,395	△ 36,231,409,182	△ 367,700,933	1,068,175,610	700,474,677	△ 52,281,400,358
新会計基準適用に伴い借入資本金から固定負債及び流動負債への移行処理	0	△ 16,780,838,224	0	0	0	0	0	0	△ 16,780,838,224
新会計基準適用に伴い資本剰余金から繰延収益への移行処理	0	0	△ 395,200,240	△ 35,907,907,955	△ 36,303,108,195	0	0	0	△ 36,303,108,195
新会計基準適用に伴い長期前受金収益化累計額と利益剰余金を移行処理	0	0	0	0	0	0	42,800,563	42,800,563	42,800,563
出資金の受入	30,370,371	0	0	0	0	0	0	0	30,370,371
国庫（県）補助金の受入	0	0	0	8,308,560	8,308,560	0	0	0	8,308,560
企業債償還のための減債積立金の取崩し	0	0	0	0	0	△ 367,700,933	367,700,933	0	0
受贈財産の受入	0	0	63,390,453	0	63,390,453	0	0	0	63,390,453
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	657,674,114	657,674,114	657,674,114
当年度末残高	11,557,796,635	0	98,324,364	15,545,269	113,869,633	0	（当年度未処分利益剰余金） 1,068,175,610	1,068,175,610	12,739,841,878

（※1）新会計基準適用に伴い自己資本金から資本金へ勘定科目を変更した。

平成26年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,557,796,635	113,869,633	1,068,175,610
議会の議決による処分額	0	0	△ 700,474,677
減債積立金の積立	0	0	△ 700,474,677
条例（※2）第４条による処分額	367,700,933	0	△ 367,700,933
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	367,700,933	0	△ 367,700,933
処分後残高	11,925,497,568	113,869,633	（繰越利益剰余金） 0

（※2）那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成26年度那覇市下水道事業貸借対照表

（平成27年３月31日）

（単位：円）

資産の部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		1,247,621,297	
ロ 建物	176,150,594		
減価償却累計額	△ 42,254,805	133,895,789	
ハ 構築物	61,679,675,613		
減価償却累計額	△ 18,543,210,317	43,136,465,296	
ニ 機械及び装置	821,487,319		
減価償却累計額	△ 271,508,975	549,978,344	
ホ 車両運搬具	5,797,912		
減価償却累計額	△ 3,071,266	2,726,646	
ヘ 工具、器具及び備品	42,713,072		
減価償却累計額	△ 26,268,068	16,445,004	
ト 建設仮勘定		216,945,402	
有形固定資産合計			45,304,077,778
(2) 無形固定資産			
イ 地上権		1,993,400	
ロ 施設利用権		4,913,486,149	
ハ ソフトウエア		1,775,000	
無形固定資産合計			4,917,254,549
(3) 投資			
イ 長期貸付金		3,145,900	
貸倒引当金		△ 31,900	
ロ その他投資		4,147,000	
投資合計			7,261,000
固定資産合計			50,228,593,327
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,887,958,501
(2) 未収金		873,833,529	
貸倒引当金		△ 3,022,397	870,811,132
(3) 前払金			119,277,160
流動資産合計			2,878,046,793
資産合計			53,106,640,120

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	14,988,463,004		
企業債合計		14,988,463,004	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	12,232,600		
他会計借入金合計		12,232,600	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	362,887,789		
ロ 修繕引当金	0		
引当金合計		362,887,789	
固定負債合計			15,363,583,393
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,173,865,014		
企業債合計		1,173,865,014	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	12,232,600		
他会計借入金合計		12,232,600	
(3) 未払金		508,076,168	
(4) 預り金		17,209,295	
(5) 引当金			
イ 賞与等引当金	24,813,510		
引当金合計		24,813,510	
流動負債合計			1,736,196,587
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	407,200,248		
収益化累計額	△ 50,569,762	356,630,486	
ロ 国庫（県）補助金	36,453,080,239		
収益化累計額	△ 14,034,082,201	22,418,998,038	
ハ 他会計負担金	491,389,738		
収益化累計額	0	491,389,738	
繰延収益合計			23,267,018,262
負債合計			40,366,798,242

資本の部

6 資本金			11,557,796,635
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	98,324,364		
ロ 国庫（県）補助金	15,545,269		
資本剰余金合計		113,869,633	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,068,175,610		
利益剰余金合計		1,068,175,610	
剰余金合計			1,182,045,243
資本合計			12,739,841,878
負債資本合計			53,106,640,120

第６　むすび

業務量については、使用戸数14万5,034戸で前年度に比べ2,534戸（1.8%）増加し、年間総排水量は3,488万6,432㎥、年間有収水量は3,487万6,576㎥で前年度に比べ32万8,829㎥（0.9%）、32万8,434㎥（0.9%）それぞれ減少し、年間有収率は前年同率の99.9%となっている。

損益収支については、総事業収益が53億168万円で前年度に比べ10億8,397万円（25.7%）増加している。これは主に、営業収益で3,595万円（0.9%）減少したものの営業外収益が８億1,340万円（220.2%）、特別利益が３億652万円（3,235.1%）増加したことによるものである。営業収益のうち下水道使用料が2,539万円減少、営業外収益のうち長期前受金戻入が７億8,464万円皆増している。

一方、総事業費用は、46億4,401万円で前年度に比べ７億9,400万円（20.6%）増加しており、これは主に、営業費用が７億715万円（20.6%）、特別損失が１億641万円（1,086.1%）それぞれ増加したことによるものである。営業費用のうち減価償却費が７億8,049万円、特別損失のうちその他特別損失が１億773万円それぞれ増加している。

その結果、当年度純利益は、６億5,767万円の黒字で前年度に比べ２億8,997万円（78.9%）の増加となっている。

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率114.2%は前年度に比べ4.6ポイント増加、営業収支比率91.7%は、前年度に比べ19.9ポイント減少している。企業の安定性の面をみると、固定負債構成比率28.9%、流動比率165.8%、当座比率159.1%は、いずれも企業の健全性及び企業の支払能力の確保を示す数値となっている。労働生産性の推移をみると、前年度に比べ職員一人当たりの有収水量で８万4,085㎥、営業収益で916万円それぞれ増加し、労働生産性は向上している。

新会計基準適用に伴い財務比率等の数値が悪化しているように見えるが、平成25年度決算値について新会計基準を適用して算定した結果、あまり変化のない状況であることから、引続き安定的な経営が行われていると言える。

市民の節水意識の高まりや節水型機器等の普及により、収益の根幹である下水道使用料は、今後減少していくものと予想される。その一方で、施設の老朽化、耐震化への対応が必要とされるため、安定した財政基盤の確立が求められている。より一層、効率的な経営に努められたい。

公　　告

那覇市公告第 433 号
平成 27 年 11 月 9 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画に係る周知について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・３・那17号石嶺線

２　施行者の名称　　那覇市

３　事務所の所在地　　那覇市泉崎１丁目１番１号

４　事業地の所在
（１）収用の部分　那覇市首里汀良町３丁目、首里久場川町２丁目、首里石嶺町１丁目、首里石嶺町２丁目、首里石嶺町３丁目及び首里石嶺町４丁目地内
（２）使用の部分　なし

５　事業施工期間　平成８年１月19日から平成30年３月31日まで

那覇市公告第 442 号
平成 27 年 11 月 12 日
掲　　示　　済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　所　在　地　　那覇市与儀一丁目 599 番

２　届出の期日　　平成 28 年５月 11 日

３　届　出　先　　那覇市総務部管財課

那覇市公告第 443 号
平成 27 年 11 月 12 日
掲　　示　　済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　所　在　地　　那覇市繁多川四丁目205番40

２　届出の期日　　平成28年５月11日

３　届　出　先　　那覇市総務部管財課

那覇市公告第444号
平成27年11月12日
掲　　示　　済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　所　在　地　　那覇市首里大名町一丁目297番

２　届出の期日　　平成28年５月11日

３　届　出　先　　那覇市総務部管財課

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号
平 成 27 年 10 月 29 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第４項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

指定（登録）番号	第　458　号
指定工事店名	有限会社与儀工業
営業所所在地	豊見城市字根差部 683 番地 赤嶺アパート 120
代表者名	与儀　弘玄
有効期間	自　平成 25 年４月 23 日 至　平成 30 年３月 31 日